



## 第35回 市教組定期大会、開催される！NO.4

質問と答弁のつづきです。

### 【小倉北特別支援学校分会 中山代議員の質問】

**こども基本法**について質問します。民主教育をすすめるとりくみには「こども基本法」や「こどもまんなか社会」の実現とありますが、憲法・子どもの権利条約の項目には「こども基本法」の記載がありません。こども基本法は、日本国憲法と子どもの権利条約の理念に基づき、すべての子どもの権利を保障する法律として2023年4月に施行されましたが、認知は十分とは言えません。以前は、人格を傷つけるような指導や不適切な指導を耳にすることもありましたが、現在は改善されているのでしょうか。また、支援学級在籍児童生徒が通常学級で学ぶ際の合理的配慮は十分に行われているのでしょうか。市教組として、こども基本法の理念をより広めるためにも、議案書に具体的な記述を盛り込む考えはないのか、お聞かせください。

### 【古田副委員長の答弁】

それについては、わざとはずしたわけでもなく、軽んじているわけでもなく、もともと権利条約の理念をもとにつくったのが、日本の子ども基本法なので、僕たちは日本の子どものためにある基本法については大事にしていく。ただ大きな視点で書いた時に、憲法という法律の中の最上級のを頭にかけてきているし、子ども基本法を世界共通のものとして、子どもの権利条約を頭にかけてきているのを理解してもらいたいです。だから中山代議員が話されたとおりで、同じ考えだと捉えていただけたらと思います。



### 【古本代議員の質問】

①議案書 24 ページでは、学校での**医薬品投与に関するガイドラインやチェックリストの作成**を市教委に求めるとあります。近年、てんかん発作や重症低血糖、アナフィラキシーなどへの対応として、一定の条件のもと教職員による医薬品投与が認められるようになりました。教職員が安心して適切に対応できるよう、**ガイドラインやチェックリストの必要性と、どのような内容を求めていく考えなのか**、お聞かせください。

②**フッ化物洗口**は「学校における歯と口の健康づくり」の5か年計画の取組ですが、今年度から来年度にかけて事業評価の時期を迎えます。養護部と保健課との交渉では、**保健課はどのような評価方法や今後の方向性を示しているのか**、お聞かせください。

### 【鶴田養護教員部長の答弁】

①現在、学校に示されているのは、文部科学省とこども家庭庁の通知、市教委の説明文、緊急時対応カードや医師の指示書の様式程度で、具体的な使用方法についてはメーカーのホームページを参照するよう示されているだけです。しかし、てんかん発作や重症低血糖、アナフィラキシーなど命に関わる場面で、教職員が適切なタイミングで確実に投与することは大きな責任を伴います。保護者から預かってほしいと希望された場合、学校として断ることは難しい一方で、不安を抱えたまま対応することは避けなければなりません。そのため、メーカーの一般的な手引きではなく、学校現場の実態に即したガイドラインやチェックリストを整備するよう市教委に求めています。また、医薬品を預かる際は校長の責任のもと、保護者との面談には管理職が必ず同席し、養護教諭だけの課題ではなく学校全体で共通理解を図る体制づくりが必要だと考えています。

②次に、フッ化物洗口については、当初の5か年計画が評価の時期を迎えていますが、保健課からは「むし歯予防は歯と口の健康教育全体の成果であり、フッ化物洗口だけの効果を評価することは難しい」との回答でした。つまり、事業単独の効果が検証できないまま継続されているということです。学校現場では、多忙な中で「やるのが当たり前」となり、安全面への不安が十分に議論されなくなっていることも課題です。市教組としては、現場の実情や安全確保を最優先に考え、分会でも積極的に声を上げていただきたいと思います。例えば、学級がまだ落ち着かない年度当初や運動会練習期間など、安全な実施が難しい時期は見合わせることも一つの判断です。子どもと教職員双方の安全を守る立場から、実態に即した見直しを引き続き求めていきます。



わからないこと・困ったことがあったら… 何でも気軽にお問い合わせください！

/// JTU 北九州市教職員組合 〒802-0072 小倉北区東篠崎3丁目4-1

E-mail: jtuhokyu@lime.ocn.ne.jp

北九州教育会館 TEL (093) 953-0381

